⑵　業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該行為を行う理由
②　当該行為に関する契約の内容の概要
③　各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあっては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあっては、日本における保険業の貸借対照表）
⑶　組織変更計画の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該組織変更を行う理由
②　組織変更計画の内容の概要
③　会社法第298条第１項の決定をした日における保険業法施行規則第36条の２各号（第１号、第７号及び第８号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

７　株主提案の場合における記載事項
⑴　議案が株主の提出に係るものである場合には、会社法施行規則第93条第１項各号（同項第３号から第５号まで掲げる事項が株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあっては、当該事項の概要）に掲げる事項を記載する。
⑵　２以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役（取締役会設置会社である場合にあっては、取締役会）の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、２以上の株主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。
⑶　２以上の株主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

別紙様式第五号を次のように改める。

別紙様式第５号（第20条の20関係）

（日本工業規格Ａ４）

社　員　総　会　参　考　書　類

１　議案
⑴　会社の提案に係るもの
⑵　社員の提案に係るもの
２　提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）
３　議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により社員総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要
４　その他社員の議決権の行使について参考となると認める事項

（記載上の注意）
１　役員の選任に関する議案
⑴　取締役の選任に関する議案
次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。
①　候補者の氏名、生年月日及び略歴
②　就任の承諾を得ていないときは、その旨
③　相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の２第４項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要
④　候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第１項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
⑤　候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第８号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実
⑥　候補者と相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
⑦　候補者が現に当該相互会社の取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当
⑧　候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項
イ　当該候補者が社外取締役候補者である旨
ロ　当該候補者を社外取締役候補者とした理由
ハ　当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑧において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
ニ　当該候補者が過去５年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）
ホ　当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由
ヘ　当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨
ⅰ　過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の２第１項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ⅱ及びⅳにおいて同じ。）であったことがあること。
ⅱ　当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（保険業法施行規則第24条の３第６項第２号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去５年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。
ⅲ　当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去２年間に受けていたこと。
ⅳ　当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。